

## 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに当たっての留意点や 学校いじめ対策組織等を実効化する取組例について

### 1. 学校いじめ対策組織

#### (1) 制度の趣旨

個々の教職員がいじめを抱え込む、いじめへの対応が不十分であるなど、これまで発生したいじめ事案への対処における問題を解決するためには組織的対応が必要であるところ、学校いじめ対策組織は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第71号。以下「法」という。)によって学校における全てのいじめ事案について組織的に対応する中核の役割を担う常設の組織であり、全ての学校に設置することが義務付けられている。この組織は同時に、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・事案対処の中核の役割を担う。

したがって、学校いじめ対策組織の体制、役割、運営については、学校いじめ防止基本方針において、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。)に定める事項等を十分に備えるものとして定めるとともに、各学校の創意工夫を凝らした事項を規定し、いじめ防止等の対策の実効性を確保することが重要である。

学校いじめ対策組織の組織体制の在り方について、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を参画させることは、いじめの未然防止、早期発見・事案対処の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制等の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためにも必要である。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等について学級担任を含めた全教職員が経験することができるようにするなど、いじめの未然防止、早期発見・事案対処の実効化のため、学校いじめ対策組織の構成を工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが重要である。

#### (2) 実効性確保のために求められる取組

##### ① 未然防止

学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割を担う。

この役割の実効性を確保するためには、学校いじめ対策組織自らの存在及び活動が児童生徒や保護者に容易に認識される取組が必要である。

例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組や活動等を説明したり、「いじめとは何か、いじめとはなぜ許されないのか」等のいじめの未然防止のための授業を学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師

を務めて実施したりするなど、複数の取組を年間計画に位置付け、学校いじめ防止基本方針に記載することが求められる。また、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかという点についても、具体的に記載し、児童生徒へのアンケート調査等を通じ、取組を評価するなど、PDCA サイクル評価において、目標の達成状況を含め対策の実効性を検証することが必要である。

○本役割を実効化するための取組例：

- ・全校集会、始業式・学年集会等での活動等の説明の実施
- ・学校いじめ対策組織の構成員(教職員)を校内ポスターやプリント等を通じて児童生徒及び保護者へ周知
- ・学校のHPで活動等を紹介
- ・学校いじめ対策組織の教職員による校内見回りの実施
- ・学校いじめ対策組織の教職員が学校いじめ防止プログラムにおける児童生徒への講師役として参画
- ・児童会活動・生徒会活動など児童生徒の活動との連携
- ・児童生徒に対する定期アンケートの際に、学校いじめ対策組織の存在及び活動に関する認識を問う項目を追加 等

②早期発見・事案対処

(a)学校いじめ対策組織は、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。

この役割の実効性を確保するためには、学校いじめ対策組織はいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、事案を迅速かつ適切に解決する役割であること及び相談・通報の窓口であることを児童生徒が認識する取組が必要である。そのため、学校いじめ対策組織について、①に記載の児童生徒に存在・活動が認識されるような取組、いじめを解決する相談・通報の窓口として信頼が寄せられるような取組を複数、年間計画に位置付け、学校いじめ防止基本方針に記載することが求められる。また、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかという点についても、具体的に記載し、児童生徒へのアンケート調査等を通じ、取組を評価するなど、PDCA サイクル評価において、目標の達成状況を含め対策の実効性を検証することが必要である。

○本役割を実効化するための取組例：

- ・全校集会等での説明の際に学校いじめ対策組織の構成員が「自分たちが必ず守る」という決意を児童生徒に伝える
- ・学校いじめ防止プログラムに位置付けるいじめ防止対策の授業の際に早期発見・事案対処マニュアルにおける学校いじめ対策組織の取組等を児童生徒に説明す

る

- ・学期ごと等、定期的に、学校いじめ対策組織がいじめの疑いのある情報の相談・通報を受け付けた場合に、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取り等を実施し、事案への対応をしっかりと行うことを児童生徒、保護者に説明し、「困ったときには相談したい」という安心感・信頼感を与える 等

(b)学校いじめ対策組織は、早期発見・事案対処のためのマニュアルの作成・見直しを実施する役割を担う。

学校いじめ対策組織においては、いじめの早期発見・事案対処のために、アンケートや学校としていじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方を記載したマニュアル(早期発見・事案対処マニュアル)を定めることが求められる。

ただ、定めるだけでなく、そのマニュアルにしたがって、確実に対応がなされ、相談・通報があった事案の早期発見・早期対応へとつながることが必要である。また、そのマニュアルについては、PDCA サイクル等の検証結果を踏まえた、不断の見直しを実施することが必要であり、その役割は、学校いじめ対策組織が中核となって担うこととなる。

○早期発見・事案対処マニュアルに記載すべき取組例:

- ・アンケート調査を実施する際は、いじめを受けている児童生徒が心配せずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねたりするなどして精度を高めること
- ・アンケート実施後に、速やかな内容の確認とダブルチェックを行い、少しでもいじめの疑いがあると思われる内容が確認された場合は即座に当該児童生徒に確認を行うなどの対応を図ること
- ・家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げ、学校の「気づき」と家庭・地域の「気づき」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめを早期発見すること
- ・教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシート等を活用して情報や対応方針の見える化を図ること
- ・教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」といじめを容認する態度をとることは決してあってはならず、いじめを把握したら、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り抜き、心のケアを実施するとともに、「力になりたいから、何かあれば言ってほしい」等の言葉をかけ、いじめを受けた児童生徒のニーズを確認すること
- ・いじめ行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりつつ、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、スト

レス等を受け止めつつ、アセスメントと指導・援助を実施すること

- ・いじめの解消に向けて、基本方針に記載されたいじめの解消条件を満たしているかどうかを児童生徒本人や保護者への面談等を通じて、継続的に確認し、条件を満たしたと判断した場合でも、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくこと 等

#### (c)学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実効性をもって実施する役割

学校いじめ防止基本方針は、各学校における行動計画であることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、年間計画を定め、学校評価において、目標の達成状況を確認することが不可欠であり、その作成及び実行の中核的役割を担うのは学校いじめ対策組織である。また、(b)のマニュアル同様、定めるだけではなく、学校いじめ防止基本方針に基づいて実効的な取組を実施することが重要である。

#### ○本役割を実効化するための取組例：

- ・どのような取組を誰がいつ実施するかを明示した年間計画を作成すること。その際、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうかや、PDCAサイクルでの検証の実施、学校いじめ防止基本方針の見直し・変更のプロセスについて年間計画に位置付けること
- ・年度初め等、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること。その際、学校いじめ対策組織の構成員が他の学校はいじめの重大事態の調査報告書の概要を参考にして、自校のいじめ防止等の取組の改善につなげることも有効であることから、校内研修の企画等に当たって検討すること
- ・各学校が、学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、自校のいじめ防止等の取組を振り返るとともに、児童生徒にアンケート調査等を実施したり、関係機関と情報交換したり、保護者や地域の人々に対し聴取を実施したりするなど学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かの検討を行い、必要に応じて見直しを実施すること
- ・学校における 1 つの活動だけではなく、教育活動全体を通して、児童生徒がいじめ防止に向けた方策の決定過程に主体的に参画・議論し、実施すること
- ・いじめの防止等における取組について保護者の理解を得るために、学校から保護者への積極的な情報発信やその情報発信における工夫を含めた取組を行うこと 等

## 2. 学校いじめ防止プログラム

### (1)制度の趣旨

いじめは、どの児童生徒にもどの学校にも起こりうる、どの児童生徒も被害者に

も加害者にもなりうるといういじめの事実を踏まえつつ、自他の人格及び個性を尊重する態度や他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操などいじめに向かわない態度・能力を育成し、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級や学校全体に醸成していくために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する活動を年間の学校教育活動全体を通じて行うことが求められる。

このため、これらのいじめ防止等に資する多様な取組を体系的かつ計画的に取りまとめた学校いじめ防止プログラムを策定することが必要であり、年間計画に位置付けた上で、学校いじめ対策組織の取組等と合わせて実施することや、児童生徒へのアンケート調査を通じて、学校いじめ防止プログラムの取組の成果を評価することが重要である。

## (2)本役割を実効化するための取組例:

### ○豊かな心を育む取組例

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進 等

### ○「いじめ」に関する理解を深める取組例

- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。すなわち、いじめは児童生徒等の尊厳を害するものであるという認識を児童生徒に持たせるとともに、法や自校の学校いじめ防止基本方針を学ぶ取組 等

### ○自己有用感、自己肯定感を育む取組例

- ・自己有用感を高められるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供したり、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設定したりする取組 等

### ○いじめの事例の学習、いじめの相談・通報を受け付ける相談窓口の周知に関する取組例

- ・いじめの実例(重大事態例、裁判例等)を示しながら、いじめを学ぶ実践的な取組、いじめ相談・通報を受け付ける窓口である学校いじめ対策組織の周知 等

## 3.各学校のいじめ対策に係る取組の見直し(PDCA サイクルの実行)

### (1)制度の趣旨

学校いじめ対策組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ対策の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について、児童生徒へのアンケート調査等を通じ、取組を評価するなど、PDCA サイクルで検証を行うことが必要である。

その際、例えば、別添資料(いじめ対策のPDCAチェックシート(イメージ))を参考にして、わかりやすい形で、いじめ防止等の対策に関し目標とすべき成果や結果とそれらを実現する取組について図式化するなどして、学校の全ての教職員が、対策の実効性を確保するための方策についてしっかりと理解できるようにした上で、自校の取組に関して、PDCAによる検証を行うことが重要である。

(2)本役割を実効化するための取組例:

- ・学校いじめ防止基本方針に定められた学校いじめ対策組織、学校いじめ防止プログラムなど学校のいじめ対策の取組について、児童生徒への定期的なアンケート調査による評価・見直し
- ・授業参観や保護者面談、学校運営協議会において、いじめ対策の取組について意見聴取を行うなど、学校のいじめ対策の評価・見直し等に向けた取組 等

# いじめ対策のPDCAチェックシート(イメージ) ①

(未然防止のケース)

(注)本資料は素案である。

柱となる施策 (インプット)	取組	結果 (アウトプット)	初期成果 (初期アウトカム)	中間成果 (中間アウトカム)	最終成果 (最終アウトカム)
<p>年間の学校教育活動を通じたいじめ防止プログラム (学校いじめ防止基本方針に規定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな心を育む取組 ・人権教育、道徳教育、体験学習 等</li> <li>○「いじめ」に関する理解を深める取組 ・定義、いじめの禁止、人権侵害、懲戒、警察への通報等</li> <li>○自己有用感、自己肯定感を育む取組</li> <li>○いじめの事例の学習、相談・通報に係る実践的な学習</li> <li>○上記取組の体系的・計画的な実施 取組:上記各事項の具体的な教材・事例の整備 取組:各学年の毎月の活動計画の作成</li> <li>○保護者、専門家、地域住民の参画 取組:活動計画の作成への参画 取組:取組の評価・見直しへの参画</li> </ul>	<p>○児童生徒が、自分と他の児童生徒すべてが尊厳あるかけがえのない存在であり、個人として尊重されなければならない存在であると考えている</p> <p>○児童生徒が、いじめの定義や、いじめが人権侵害となること、いじめは懲戒や刑事罰等の対象になり得ることを理解している</p>	<p>○児童生徒が、いじめは個人の尊厳を害するものであり、絶対にあってはならないものと考えている</p>	<p>○児童生徒が、自身や他の児童生徒がいじめを受ける心配をしていない</p> <p>○児童生徒が、学校におけるいじめは必ず発見・通報され、適切に解決されると考えている</p> <p>○児童生徒が、現学年で、いじめを受けていない</p>	<p>○いじめの未然防止</p> <p>○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり</p>
<p>児童生徒による主体的な活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動、児童会・生徒活動による取組</li> <li>○その他、児童生徒による独自の取組 取組:児童生徒の主体的な企画、取組への積極的・主体的な参画の確保 取組:具体的な取組の実行(パトロール隊、相談箱設置等)</li> </ul>	<p>○児童生徒が、いじめが起きても、周囲の児童生徒を含め、児童生徒同士で声掛けし、止めさせることができると考えている</p>	<p>○現に、自分が声掛けするつもりがある</p> <p>○声掛けの相談を受けたり、他の児童生徒による声掛けを見たりしたことがある</p>	<p>○児童生徒が、現学年で、他の児童生徒のいじめを見聞きしていない</p>	

別添資料  
いじめ防止対策協議会(平成30年度)  
第1回 参考資料3-1

# いじめ対策のPDCAチェックシート(イメージ) ②

(未然防止のケース)

(注)本資料は素案である。

柱となる施策 (インプット)	取組	結果 (アウトプット)	初期成果 (初期アウトカム)	中間成果 (中間アウトカム)	最終成果 (最終アウトカム)
学校いじめ対策組織による活動(組織の役割・計画等を学校いじめ防止基本方針に規定。PDCAサイクルも担う)	<p><b>○組織・役割等の周知</b> 取組: 始業式、全校集会、学年集会等における周知(相談・通報窓口の役割、早期発見・事案対処の役割等) 取組: 組織、役割、相談・通報先のHP掲載</p> <p><b>○実効性ある組織構成</b> 取組: 各学年の学級担任の参画、教科担任の参画 取組: 学級担任、教科担任の計画的な参画 取組: SC、SSWの参画 取組: 人権擁護委員・弁護士等の外部専門家、元教員、元警官の参画</p> <p><b>○実効性ある活動</b> 取組: 児童生徒や保護者からの相談・通報受付 取組: いじめ事案の児童生徒・保護者等への周知 取組: 学校における児童生徒の見守りの実施 取組: ネットパトロールの実施 取組: 校内研修の実施 取組: 地域連携先への説明や意見交換の実施</p> <p><b>○学校いじめ防止基本方針の周知・評価・見直し</b> 取組: 入学時、各年度開始時における児童生徒、保護者、関係機関等への説明 取組: 基本方針改定時の保護者、児童生徒代表、地域住民等の参画、児童生徒へのヒアリング等の実施 取組: 基本方針のHP掲載の有無</p>	<p>○児童生徒が学校いじめ対策組織の存在・役割・活動を認識し、肯定的に評価している</p> <p>○児童生徒が、自分や他の児童生徒に対するいじめを教職員や保護者等に相談・通報すれば、学校いじめ対策組織の取組により、必ずいじめが解消すると考えている</p> <p>○保護者が、自分の子供や他の児童生徒に対するいじめを教職員に相談・通報すれば、学校いじめ対策組織の取組により、必ずいじめが解消すると考えている</p> <p>○地域住民が、児童生徒に対するいじめを教職員等に通報・相談すれば、学校いじめ対策組織の取組により、必ずいじめが解消すると考えている</p>	<p>○現に、自分が相談・通報相談するつもりがある</p> <p>○相談・通報を受けたり、見聞きしたりしたことがある</p>	<p>○児童生徒が、自身や他の児童生徒がいじめを受ける心配をしていない</p> <p>○児童生徒が、学校におけるいじめは必ず発見・通報され、適切に解決されると考えている</p> <p>○児童生徒が、現学年で、いじめを受けていない</p> <p>○児童生徒が、現学年で、他の児童生徒のいじめを見聞きしていない</p>	<p>○いじめの未然防止</p> <p>○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり</p>

**【備考】**

- ✓ 「取組」の評価に当たっては、各取組の回数・件数を計上するなど、可能な限り定量的に把握すること。
- ✓ 「結果」、「初期成果」、「中間成果」の達成状況については、児童生徒を対象とした定期的なアンケート調査、個人面談・教育相談、保護者面談等により把握を行うとともに、学校いじめ対策組織において分析・評価を行う。